

情報通信分野の外資規制の在り方に関する 論点(案)

情報通信分野における外資規制の
在り方に関する検討会事務局

2021年6月

論点1. 外資規制を適用する事業・分野	p 2
(1) 放送事業		
(2) 通信事業		
(3) 放送・通信事業以外の無線局		
論点2. 外資規制の具体的内容	p 3
(1) 割合		
(2) 議決権／保有割合の別		
(3) 直接／間接比率の別		
(4) 外国役員規制の在り方		
論点3. 外資規制の担保措置	p 4
論点4. 外資規制の実効性確保	p 5
論点5. 外資規制の審査体制	p 6

(1) 放送事業

- 放送事業者について、外為法における指定業種としての規律が設けられている中で、基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者及び認定放送持株会社を外資規制の対象とする放送法及び電波法の枠組みについてどう考えるか。

(2) 通信事業

- 電気通信事業者について、WTOでの約束状況等を踏まえ、また、外為法における指定業種としての規律及び登録電気通信事業者に対する外為法におけるコア業種としての規律が設けられている中で、電気通信事業法では外資規制を撤廃し、NTT法でNTTについて、外資規制の対象としている枠組みについてどう考えるか。

(3) 放送・通信事業以外の無線局

- 放送・通信事業以外の無線局(アマチュア局等外資規制対象外の無線局を除く。以下同じ。)を外資規制の対象とする電波法の枠組みについてどう考えるか。

(1) 割合

- 情報通信分野の各法における外資比率の割合の制限について、それぞれの経緯や現状等を踏まえ、どう考えるか。

(2) 議決権／保有割合の別

- 外為法において議決権及び保有割合の双方に着目した規律が設けられている中で、情報通信分野の各法において議決権に着目した規律を設けている現行枠組みについて、どう考えるか。

(3) 直接／間接比率の別

- 外為法において直接投資及び間接投資の双方に着目した規律が設けられている中で、情報通信分野の各法において、地上波及び認定放送持株会社並びにNTTについては、直接比率・間接比率の双方に、その他については直接比率に着目した規律を設けている現行枠組みについて、どう考えるか。

(4) 外国役員規制の在り方

- 外為法において外国投資家自ら又はその密接関係者の役員就任の事前届出審査を行う仕組みとなっている中で、情報通信分野の各法において、外国人役員に関し、地上波及び衛星(ソフト)並びに認定放送持株会社については業務執行役員等を認めず、NTTについては役員全般を認めず、衛星放送(ハード)及び放送・通信事業以外の無線局については1/3未満とする現行枠組みについて、どう考えるか。

- 担保措置として、外為法において投資家を対象に免除基準を満たすよう確保するための勧告・命令規定及び株式売却を含む命令規定を設けている中で、
 - ① 放送法及びNTT法においては、名義書換拒否制度、放送法ではそれに加えて議決権制限制度
 - ② 放送法及び電波法では、間接比率については取消猶予(認定放送持株会社を除く。)、直接比率については必要的取消し
 - ③ NTT法については、名簿を書き換えた者に対する罰則となっている現行枠組みについて、それぞれの経緯や現状等を踏まえ、どう考えるか。

- ① 当初の認定・免許後の遵守状況の確認・検証方法として、現行制度では放送法における変更時の届出、認定の更新、電波法における無線局の再免許時等の確認の仕組みが想定されているが、より実効性のあるものとするため、どのように見直すべきか。
- ② また、事業者等における誤りが生じないよう、外資規制の運用及びその遵守をより円滑かつ確実なものとするため、どのような措置を講ずるべきか。

- 論点1～論点4の検討内容も踏まえつつ、今後、情報通信分野における外資規制を的確に運用できるようにするため、現在担当課毎の審査等の体制について、審査手法等の蓄積や共有が図られるよう、どのように見直すべきか。